

横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 デイサービスセンター利用料金

R4.10.1～

◎ 各要介護度における負担額（負担割合1割）

【地域密着型通所介護】（1日あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（1割負担）			自己負担分	利用者負担（日額）
	介護費	入浴介助加算（Ⅱ）	サービス提供体制加算（Ⅰ）	食費	
要介護1	676	40	22	600	1,338
要介護2	798				1,460
要介護3	922				1,584
要介護4	1,045				1,707
要介護5	1,168				1,830

※送迎は介護費に含まれています。

※送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等）は1回あたり47円/片道の減算となります。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

【第1号通所事業】（一ヶ月あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（1割負担）		利用者負担	自己負担分	
	介護費	サービス提供体制加算（Ⅰ）	（月額）	食費	
要支援1・事業対象	1,672 ※週に1回程度で月4回を超えた場合	88	1,760	600×利用回数	1月につき
要支援2・事業対象	3,428 ※週に2回程度で月8回を超えた場合	176	3,604	600×利用回数	
要支援1・事業対象	384 ※週に1回程度で月4回以内	88		600×利用回数	1回につき
要支援2・事業対象	395 ※週に2回程度で月8回以内	176		600×利用回数	

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

※介護費に食費（一回あたり600円×利用回数）を加えた額が、一ヶ月の利用料となります。

※送迎、入浴は介護費に含まれています。

横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 デイサービスセンター利用料金

R4.10.1～

◎ 各要介護度における負担額（負担割合2割）

【地域密着型通所介護】（1日あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（1割負担）			自己負担分	利用者負担（日額）
	介護費	入浴介助加算（Ⅱ）	サービス提供体制加算（Ⅰ）	食費	
要介護1	1,352	80	44	600	2,076
要介護2	1,596				2,320
要介護3	1,844				2,568
要介護4	2,090				2,814
要介護5	2,336				3,060

※送迎は介護費に含まれています。

※送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等）は1回あたり47円/片道の減算となります。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

【第1号通所事業】（一ヶ月あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（2割負担）		利用者負担	自己負担分	
	介護費	サービス提供体制加算（Ⅰ）	（月額）	食費	
要支援1・事業対象	3,344 ※週に1回程度で月4回を超えた場合	176	3,520	600×利用回数	1月につき
要支援2・事業対象	6,856 ※週に2回程度で月8回を超えた場合	352	7,208	600×利用回数	
要支援1・事業対象	768 ※週に1回程度で月4回以内	176		600×利用回数	1回につき
要支援2・事業対象	790 ※週に2回程度で月8回以内	352		600×利用回数	

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

※介護費に食費（一回あたり600円×利用回数）を加えた額が、一ヶ月の利用料となります。

※送迎、入浴は介護費に含まれています。

横手市特別養護老人ホーム 鶴寿苑 デイサービスセンター利用料金

R4.10.1～

◎ 各要介護度における負担額（負担割合3割）

【地域密着型通所介護】（1日あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（1割負担）			自己負担分	利用者負担（日額）
	介護費	入浴介助加算（Ⅱ）	サービス提供体制加算（Ⅰ）	食費	
要介護1	2,028	120	66	600	2,814
要介護2	2,394				3,180
要介護3	2,766				3,552
要介護4	3,135				3,921
要介護5	3,504				4,290

※送迎は介護費に含まれています。

※送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等）は1回あたり47円/片道の減算となります。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

【第1号通所事業】（一ヶ月あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（3割負担）		利用者負担	自己負担分	
	介護費	サービス提供体制加算（Ⅰ）	（月額）	食費	
要支援1・事業対象	5,016 ※週に1回程度で月4回を超えた場合	264	5,280	600×利用回数	1月につき
要支援2・事業対象	10,284 ※週に2回程度で月8回を超えた場合	528	10,812	600×利用回数	
要支援1・事業対象	1,152 ※週に1回程度で月4回以内	264		600×利用回数	1回につき
要支援2・事業対象	1,185 ※週に2回程度で月8回以内	528		600×利用回数	

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

※介護費に食費（一回あたり600円×利用回数）を加えた額が、一ヶ月の利用料となります。

※送迎、入浴は介護費に含まれています。